

# 委員会会議録

平成 25 年 9 月 10 日開催

建設水道常任委員会（付託）

## 建設水道常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成 25 年 9 月 10 日（火） 午前 9 時 00 分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田 綱雄 君	副委員長	細山田 為重 君
委員	徳田 和昭 君	委員	宮内 博 君
委員	蔵原 勇 君	委員	吉永 民治 君
委員	岡村 一二三 君	委員	厚地 覺 君

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	篠原 明博 君	建設政策課長	川東 千尋 君
建設政策課政策G長	脇 伸宏 君	建築住宅課長	矢野 昌幸 君
建築住宅課建築G長	侍園 賢二 君	建築住宅課住宅G長	松田 祥一 君
水道部長	馬場 勝芳 君	管理課長	小松 太 君
管理課水道政策G長	浮邊 文弘 君	水道課長	原田 修 君
水道課施設第2G長	上小園伸一 君	水道課施設第2G主任技師	荻原 政徳 君

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 甲斐 平 君

- 7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

(1) 議案第 59 号 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単  
独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(2) 議案第 62 号 損害賠償の額を定めることについて

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開会 午前 9時00分」

○委員長（池田綱雄君）

それでは定足数に達しておりますので、ただ今より建設水道常任委員会を開会いたします。本日は9月3日の本会議で当委員会に付託されました2案件についての審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元配布しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う声あり】

御異議なしと認めます。したがってそのように決定しました。それではただ今から議案第62号に関する現地調査を行います。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時 1分」

「再開 午前10時10分」

○委員長（池田綱雄君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。議案第62号「損害賠償の額を定めることについて」を議題とします。執行部の説明をお願いします。

○水道部長（馬場勝芳君）

現地のほうを見ていただきましたけれども、それでは議案第62号「損害賠償の額を定めることについて」御説明申し上げます。平成24年10月26日霧島市霧島大窪地内において本市水道事業が管理する配水管の漏水事故が発生し、大量の漏水により隣接地の建物に損害を与えたことにつきまして、その損害賠償の額を決定するため、議会の議決を求めるところでございます。決定しようとする損害賠償の額624万5,400円は公益社団法人日本水道協会の水道賠償責任保険規約に基づいて算定された金額でございますが、一事故ごとの損害から差し引く額、いわゆる免責金額が5万円と定められています。よって保険会社から支払われる保険金は619万5,400円となり免責分の5万円は現行の予算から支出し、合計624万5,400円を被害者にお支払いしようとするものでございます。以上御説明申し上げましたが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ほかに説明はありませんか。

○水道部長（馬場勝芳君）

今、御説明申し上げましたけれども、損害額の決定につきましては、先ほど見ていただきましたけれども、まだ全然復旧はいたしておりません。結局復旧をするための予算額が損害額ということになります。これにつきましては見ていただきました被害者の坂元さん自身が実際につくられた事務所でございます。自分でもリフォームとかそういうのをされるので、復旧は自分でしたいということでもございましたので、保険会社と協議をいたしまして、それは被害者が復旧しても何ら差支えないということでもございましたので、被害者のほうから復旧方法あるいはそれにかかる費用を見積額を出していただいで、そして保険会社のほうで査定をして決めるということでもございましたので、そのよ

うな方向で出していただいて、査定をした金額がここに示している金額ということでございますので、御承知いただきたいと思えます。以上です。

○委員長（池田綱雄君）

ただ今説明が終わりました。議案第 62 号について執行部への質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（岡村一二三君）

現地を見ました。布設工事をされた年月日が分かっているならばお示しいただきたい。それと、布設工事をされた業者名が分かっているならばお示しをいただきたいと思えます。

○水道課施設第 2 グループ主任技師（萩原政徳君）

布設工事は、目の前の道路改良に併せて昭和 63 年度施工です。施工業者というのが当時の霧島町役場建設課水道係直営工事だと聞いております。以上です。

○委員（岡村一二三君）

その業者は直営工事だと思っておりますということなんだけれど、では、旧霧島町役場は水道管の布設工事まで直接職員でされていたというふうに理解してよろしいんですか。

○水道課施設第 2 グループ主任技師（萩原政徳君）

私が入庁したのが、平成 10 年度であります。その頃までは直営工事プラス改良絡みの土工等が発生しない分については、改良に併せて直営工事をしておりました。本管布設工事の改良絡みでない部分については、水道業者へ工事請負しておりました。以上です。

○委員（岡村一二三君）

先々のことも懸念するのですが、直営でされた分は、霧島町は延べメーターでいくらかほどあると考えていらっしゃいますか。今後のことにも関連してきますので。

○水道部長（馬場勝芳君）

今、萩原の方からお答えいたしましたけれども、直営で行った工事がどの程度あるかというのは、持ち帰らせていただいて調べないと今ここではお答えできませんので、また必要であれば後もってお答えさせていただきたいと思えます。

○委員長（池田綱雄君）

それでは後で資料を出してください。ほかにありませんか。

○委員（蔵原 勇君）

一点だけお尋ねをいたしますが、現場の状況は伺いました。漏水のため、周囲の民家の方々への影響というのは軽微であったのか、何日間ぐらい不自由をかけたのか、そこから辺りは現地でもお尋ねしましたけれども、きちんとしたものをお尋ねいたします。

○水道課施設第 2 グループ主任技師（萩原政徳君）

付近の方々から先ほど見ていただいた現地より奥のほうの湯之宮地区という集落なんですけれども、その高台の方から水が出ないということで通報があったのが 11 時半ごろでした。調査をして、高台の 10 数軒のみが断水をしている状況で、まだ下のほうは弱い

ながらも水道は出る状況でありました。ですので、私たちはこの現場の調査に入りましたが、高台の断水をしている家庭については、給水ポリタンクをお持ちいたしまして応急処置をしまして、実際に断水をしたというのは、その漏水箇所を発見できなくて、水圧が弱いということで、仮設配管をする時に、午後 7 時半からの 1 時間だけ切り替えをするときの断水に留まると、その時の状況です。以上です

○委員（蔵原 勇君）

高台の 10 数件の方が少しお困りになられたということですが、復旧が集中的にされて、さほど影響がなかったのかなというのとも考えられますけれど、これが何日間だったのかというのが気になったものですからお尋ねをしたところですが、対応としては十分だったのかなという思いでした。以上です。

○委員（宮内 博君）

図面を見させていただいて、A-A の断面図であります、ここに土間下空洞確認箇所というのがありますね。これは上の写真の当初漏水箇所試掘状況という写真があるこの部分のいわゆる空洞部分ということで確認をしてよろしいわけですかね。

○水道部長（馬場勝芳君）

今おっしゃったとおりでございます。

○委員（宮内 博君）

本案件は、水道の漏水が民家に影響を与えたということの案件でありますけれども、先ほどの部長のほうからの説明では、自らリフォーム業を営んでいらっしゃる方であって、自ら工事もするという事で申し出があるということでありましたが、これは保険で支払われるということで、霧島市が実際出さなければならないものは 5 万円という話でありますけれども、工事施工から完成まで、どこがどういうふうに確認をするという体制になっているんですか。

○水道部長（馬場勝芳君）

これにつきましては、あくまでも損害賠償額ということでございます。これをお支払いした後にしましては、被害者の方が業者に頼まれるなり、自分でされるなり、それにつきましては自由でございます。自分でされるということでございましたけれども、当然自分でされる準備をされておりますが、それについての確認というようなことは、こちらのほうでは考えておりません。あくまでも損害賠償額をお支払すれば、それで終わりということで、示談の内容につきましても、そのことについては今後一切両方とも関わらないというようなことになっておりますので、そういう工事をどのようにされたかという後のことまではこちらは感知しないところでございます。

○委員（宮内 博君）

これで結局決着がついたということで予算に計上してくるということになっているんだろうと思うんですけれども、確認ですけれど、今の部長の回答からしますと示談書がすでに結ばれていて、そしてこの金額についても双方合意の上で、同時に以後何か事が

あった場合でも支払いを求めるようなことはしないというような確約がなされているというふうに認識をいたしましたけれども、そのところを示談の内容がどのような条文になっているかも含めて紹介してください。

○水道部長（馬場勝芳君）

保険会社のほうが保険金をお支払いするためには示談書が必要になるということでございまして、保険会社から示されました示談書に基づいて、あすなろ企画さんの代表取締役の坂元様と示談について、それぞれ取り交わしております。この内容につきましては、まずは事故発生日時、平成 24 年 10 月 26 日午前 11 時 30 分頃、そして事故発生場所が鹿児島県霧島市霧島大窪 453 の 4、内容といたしましては、甲というのが霧島市水道事業が管理する水道管より大量に漏水し、乙所有、これはあすなろ企画酒元さんの所有の建物に損害を与えたものですよという、そしてこれにつきましての示談内容、本件事故により乙が、あすなろ企画さんが被った損害につき、甲は水道事業ですね、我々霧島市水道事業は坂元様に対して一切の損害賠償金として 624 万 5,400 円を負担するものであると、そしてこれで上記のとおり示談が成立しましたので、今後本件に関しては、裁判上または裁判外において一切異議請求の申し立てをしないことを制約いたしますということで平成 25 年 7 月 24 日にそれぞれ署名をいたして、示談が成立しております。これに基づきまして、今回議案として出したものでございます。

○委員（吉永民治君）

本管布設工事、先ほど質問もあったわけですけど、現場を見たところ 3m ぐらいですかね、四方にわたって剥いで掘って確認されたわけですよ。その前後っていうのは微量であっても漏水はなかったかどうか確認させていただきたいんですけども。そこまで調べられたのかどうか。というのは、今後また同じような菅の縦割れということでしたので、どの程度縦割れがあったのか分からないんですけど、それがずっと走って行けばかなりの長さまで縦割れの可能性も十分あるんじゃないかということもあるので、その辺はどうだったのかというのを確認させてください。

○水道課施設第 2 グループ主任技師（荻原政徳君）

事故が発生しましてから先ほど現地でも御説明したとおり、応急的な給水が最優先ということで、一旦仮配管で露出配管で 100m ぐらい配管をして給水を確保したところですが、その後、平成 24 年の 11 月からその仮設の配管の箇所を漏水箇所だけではなく、他に漏水がないかということを確認することも含めて 100m の区間を同じ口径の HIVP という管種に布設替工事を行いました。そのときに既設管の布設の同じ掘り山を掘らせていただいて、布設をする前に管の状態を、他にも漏水がないのか、図面にもないあすなろさんのほうに分岐している管がないのかということを確認しながら、ないということを確認し、既設管の上に本幹を布設し、漏水その他分岐管というのは先ほど現地でも御説明した箇所のみでありました。縦割れということだったんですけども、当時の改良絡みの布設ということであれば、床掘りをしたところに、ただ単に転がして配管とい

うことでありましたが、今現在は床掘りをした下に敷き砂を敷いてクッション材をということで布設しておりますので、布設替えをした区間は、今後、縦割れとかいう恐れはないと思っております。

○委員（蔵原 勇君）

今、吉永委員がおっしゃった関連ですけれども、縦割れのビニール管のそれについては写真でも見ましたけれども、材質そのものの確認と申しますか、メーカーとかそういうのは分かっているんですか。

○水道課施設第2グループ主任技師（荻原政徳君）

今その材質についてなんですけれども、塩化ビニール管、今では硬質塩化ビニール管となっているんですが、当時は塩化ビニール管、VP管ですね。そのVP管についても昔から日水協の規格に則って製造されていると思います。ただその使用したメーカーがどこであるかは確認できておりません。以上です。

○委員（蔵原 勇君）

そこが問題なんです。メーカーに問い合わせをしながら安心した布設をしないと、さきほど吉永委員がおっしゃったように100mは仮にこうして安全だったとおっしゃいますけれども、万が一あのようなことが度々出てきますと大変なことです。ですから私が聞きたいのは、その材質をメーカーに持っていきなりして担当者に来てもらって少し説明をしてもらわないと、これではどうなのかと思いますよ。どうですか部長。

○水道課長（原田 修君）

水道の日本水道協会が検査機関でございまして、工事出荷の際にはすべて検査をするようになっております。当時霧島町役場が直営でしたというようなことでございますけれども、材料を納入する際は材料承認もしっかりととって施工はしたと思われておりますので、その点については材料としては問題なかったと思います。ただ先ほど言いましたように、その当時敷砂をせずに床掘りをし、直に配管しておりましたので、たまたま石とか小石がその下に紛れ込んでいたということで長年の経年により小さい穴が開きながら、徐々に劣化しながら縦割れをしたと、そういうふうに我々は想像しております。以上でございます。

○委員（蔵原 勇君）

課長が今材質は問題ないとおっしゃいましたけれど、万が一この路線の中でそういうのが再びおきた場合は、本当にあの時メーカーにも問い合わせで日本企画のそれを通っておってもこれは分からないことです。地下のことですので。床掘りをしてすぐ入れたから割れたんじゃないかと、材質そのものにもどうだったのかと、私達は素人ですけれども、そういう不安を思ったものですからお尋ねするんですがどうですか。

○水道課長（原田 修君）

材料については、今おっしゃられるように、そういうものがあるのかどうかというのは我々もとてもじゃないですけども確認はできないと。工場出荷で同一の物が出来上

がってくるんだと、そういう認識は持っておるんですけども、材料検査の検収の際も一応外観を見ながら施工するようにしておるんですけども、おっしゃるように 100%ではないのかもしれませんが、ほぼ確実な品物が出てくると、信用の中で施工はしていると、そういうものでございます。やはり施工の優劣というのは人に関わってくるものだと思うんですけども、材料は、ほぼ均一なものが出てきていると思います。工場によってもそういう品質のバラツキは見受けられてはいないと。ただバブルの時期には聞いたところでは、あるメーカーでは少し品質が劣るという話は聞いたことはございますけれども、私も水道を長くしてきましたけれども、実際そういう実例というのはあまりなかったようでございます。製品については信用はおけると、このように私は考えております

○委員（蔵原 勇君）

分かりました。心配したのは保険をかけているから大丈夫なんだというそういう感覚ではなくて、今課長が最後におっしゃいました品質そのものが完全なものはないかもしれませんが。確かに同じような材質によっても。ただ市民の皆様方にこういう観点で心配がないようなことをしっかりと指導していただきたいと、業者布設の場合はもちろん立会いもされるでしょうけれど、雨天の時などはバタバタと入れてというのも見受けたような気がしますので、特にそういう悪天候の時の布設についてはきちんとした写真と現地で指導してもらえればありがたいと思うんですけど。

○水道課長（原田 修君）

品質の優劣は、やはり監督職員の資質でもございますので、今後も引き続き現場ではパイプの置き方とか、床掘りの仕上げとか、再三に渡って指導するよう、さらにまた指導をしていきたいと思っておりますので、一つまた暖かい目で見守っていただければと思います。

○委員（厚地 覺君）

確認のためにお伺いしますけれども、道路改良と同時に布設されたということでございますけれども、あれは農免道路として、大崎を起点として改良されているわけですけど、あれは 60 年だったですかね。それ以前ではなかったですか。道路改良は。

○水道課施設第 2 グループ長（上小園伸一君）

はっきりした年度は再度調べて報告させていただきたいんですが、私の記憶でいきますと、今神宮駅から財部街道に抜ける路線も広域農道で整備したのですが、途中にある橋が平成橋というふうに名づけられております。ですからあの付近は恐らく昭和の時代に施工された道路ではないかと思っております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。委員長を交代します。

○委員（池田綱雄君）

確認ですが、昭和 60 年ごろは、国分も直営でやっておったと思います。さきほど説明

の中で砂を入れ替えていないというような説明がありました。だから私は材質よりさっき説明があった石ころが入っていたり、色んなそういうので今回の漏水に至ったのかなと思いますけれど、私が確認したいのは、砂は入れ換えていないということによろしいですか。

○水道課施設第2グループ主任技師（萩原政徳君）

入れ替えはしていないというわけではなくて、今通常は敷砂を管の保護のために管の底に10cm、管の上も30cm、今の現行の布設替工事ではするんですけども、当時は道路の改良の床掘りでシラス置き換え自体はするんですけども、直営でしていたがために床掘りが終わった時点で床掘りのところに配管だけを作業をするという状況だったと思います。

○委員（池田綱雄君）

質問以外のことは答えなくていいです。砂が入ってあったか、なかったかを確認しています。

○水道課施設第2グループ主任技師（萩原政徳君）

砂はないです。シラスです。

○委員長（池田綱雄君）

委員長を変えます。ほかにありませんか。

○委員（岡村一二三君）

ないようですので、私のほうから一言。もう布設してから30年ぐらい経過しているという説明になってくるんですが、道路改良をしまして、その後交通量も変わってきたと思います。それで今後のことを心配しているんですが、霧島町は直営で行ったということですので、それはそうだっただろうと思いますけれど、先般の一般質問で水道の関係も出ました。写真の撮り方がどうだこうだというのも出たようですが、それがその人の考えなんです、一般的に考えますと地下のことは一般人には現状はどうなっているか分からないわけなんですよね。だからこういう事案も発生したと思います。したがって終われば工事監査部が写真を基に検査をされるんでしょうけれど、やっぱり施工中の工事検査は水道部のほうで厳正にされると、そして事業を進めていかれるということを私はあえて求めておきたいと思います。以上です。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時38分」

「再開 午前10時40分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは議案第59号「霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。執行部の説明をお願いします。

○建設部長（篠原明博君）

皆さんお疲れさまでございます。それでは議案第 59 号霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について概要を御説明申し上げます。平成 25 年 6 月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が改正され、題名が改められたことに伴い、また老朽化した市営住宅及び市営単独住宅の取り壊しを行うため、本条例の所要の改正をしようとするものであります。詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

御説明申し上げます。一部改正する条例、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例、霧島市単独住宅の設置及び管理に関する条例でございます。主な改正内容ですけれども、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例は、別表中、国分の福島三佐住宅 2 戸、溝辺町の久保山住宅 1 戸、横川町の宮下住宅、栗下住宅、今村住宅を各 1 戸、山住住宅を 2 戸、牧園町のひばりヶ丘第 2 住宅を 2 戸、隼人町の橋之口住宅を 1 戸、中城住宅を 2 戸、住吉 2 住宅を 3 戸、そして新川 6 住宅 2 戸の計 18 戸を今回別表から削除し、解体を行おうとするものです。また平成 25 年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が一部改正され、題名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」となったため条例第 6 条を改正するものです。霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例は別表中、牧園町の牧場住宅 3 号、万膳住宅の各 1 戸、そして霧島町の東高千穂住宅と西高千穂住宅の各 1 戸、計 4 戸を今回別表から削除し、解体を行おうとするものです。改正の理由としまして、木造住宅が建設後 41 年から 61 年を経過。簡易耐火構造が建設後 34 年を経過しており、いずれも耐用年数を大幅に超過し老朽化が著しいことから用途廃止を行い解体しようとするものです。今回の用途廃止は霧島市公営住宅等長寿命化計画で 12 団地が用途廃止の団地、3 団地が建て替えの団地として位置付けております。解体後はその敷地全体が更地となった場合は、有効活用を検討し、場合によっては土地の売却も行う予定です。住宅が残っている場合は現状のまま管理となります。なお、1 団地は民有地の借地であったことから持ち主に返還となります。解体予定住宅の現況写真を添付しております。今回解体を行うことにより、市営住宅は特定公共賃貸住宅を含めて 4,451 戸、単独住宅は 244 戸になります。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正は、新たに第 28 条の 2 で、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者が追加され、法律名に等が追加されたことから、条例の第 6 条第 2 項第 8 号を変更しようとするものです。この改正後も条例及び DV 被害者の霧島市営住宅の入居に関する要綱の取り扱いは従来のとおりですが、国の通知等により対象の拡大が予想されるところです。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただ今説明が終わりました。議案第 59 号について執行部への質疑に入ります。質疑は

ありませんか。

○委員（岡村一二三君）

今、課長のほうで説明があった関係なんですけど、この万膳住宅の各1戸を含めて別表から削除しますよと、削除して解体を行おうとするものなんですということですので、少し理解しづらい面がありますのでお尋ねするんですが、万膳小学校がありますね。万膳小学校があって、プールがあって、プールの手前に元万膳小学校の校長先生か教職員の方が入っていらっしやいましたよと。そして、それが老朽化しておりまして、地域の住民の皆さんから、猫がそこで繁殖してという色々苦情がきているかと思えます。何とかならないかと。年数的にも教育委員会が建てられた時の補助事業関係からはもう該当しないと思っているんですが、今回、この中で万膳住宅の各1戸とはどこのことを指しているのか。まずその説明をお願いします。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

先ほどの説明が分かりづらい部分があったかと思うんですけども、牧園町の牧場住宅3号と万膳住宅の各1戸ですから、こちらで言いますと万膳住宅の2号がこの場合に該当するというので、その万膳住宅は1戸だけということになります。

○委員（岡村一二三君）

それはどうなっているのか。この文章でどうも分かりづらいからお尋ねしたんですよ。私がお尋ねしている万膳小学校の隣にある教職員住宅として使われていたその分は今回の撤去計画に入っているのかというのをまず聞きたいわけです。非常に地元住民の方が総合支所を通じて撤去をお願いされているという話ですので。現状を見られたらお分かりなんでしょうが、撤去しないとどうしようもない建物ですので、隣近所の方がさきほどから言いますように、猫の住み家になって非常に迷惑をしているという話ですよ。住める状態ではありませんので。ただし車が、その住宅敷地の中には1台置いてありますから、だから早く撤去してほしいという要望もあるもんですからあえてお尋ねしているところです。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

今回解体するのは、議員が今言われましたその住宅になりまして、この付近で建築住宅課のほうで管理をしておりますのは、もう少し上のほうに長屋があったかと思うんですけども、その住宅と川向いの川窪住宅ですかね。この8戸ですけども、万膳住宅につきましては、この分だけを管理をしておりますので、その猫が入り込んでいるという1戸を解体するものです。

○委員（宮内 博君）

DVの関係で少しお尋ねでありますけど、法律が追加をされて、等という文字が加わったと。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者が追加をされたということでの説明でありますけど、本市の対応として対象の拡大が予想されるということで紹介をされているわけでありましてけれども、実際それに伴う条例整備ということは必要ではな

いのかという点で、少しこの説明を聞いて思ったものですから、その辺はどうなんですか。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

先ほど申しましたように、市のほうとしましては、このDVに対しましては優先入居をするというようなことを国の通知に基づいて、今、定めているわけですが、今回のこれにつきましては、まだ「等」と変わったというだけのことで、まだその後の動きというのはございません。というのが、適用が平成26年1月3日ということで、この後も優先入居の枠の中に今回の生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者を対象とするというような通知が国の方から来れば、こちらのほうの要綱につきましても、改正するということになるかと思えます。

○委員（宮内 博君）

これまでは配偶者ということで、明確に位置付けられていたものが、今回の改定によって同じ所に住んでいる、いわゆる交際相手も含めたところまで拡大をされるということですから、同居という条件が原点になるのだけれど、それ以外の交際相手から暴力とか、そういうものは今の説明では対象にはならないという感じがするんですけど。生活の本拠を共にするという前提が付いていますので。だから、その実態を、どんなふうに捉えるのかということですけども、共に生活をしていなければ対象にならない、あるいはどれぐらいの期間一緒に生活をしていれば対応できるのかというものについて、来年度施行だということで、少しまだ時間があるということで、国からも詳細な通達はきていないというようなことですので、その辺の判断が難しい部分も出てくるのではないかとこのように思いましたので、そのことをお聞きしたんですが、そういうことも含めて、また今後検討をしていくということで理解していいですか。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

法律の詳細が決まって、これに対して国交省のほうで公営住宅についての取り扱いを改正するというような動きになってくると思えます。そういう場合につきましては、市のほうとしても積極的に国の通達に従いまして、改正していくというようなことになるかと思えます。

○委員（宮内 博君）

いずれも今回、取り壊しをする団地、合計で22戸ということになるわけですが、家賃が非常に安くて収入の少ない高齢者の方たちにとっては非常にありがたい、そういう役割を果たしてきたというところになるわけですが、説明では、その耐用年数を大幅に超過しているということでの説明がなされているんですけど、特にこの簡易耐火構造の建物、これも大幅に超過をしているというふうになるんですか。ここの場合はどれぐらいの耐用年数というふうに設定をされていますか。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

簡易耐火構造の建物の説明が少し足りなかったんですけども、横川の山住住宅とい

うところでございますけれども、34年を経過ということで、ここについては耐用年数が30年ということですから、ここだけは大幅超過ではないということになります。ここに付きましては、入居された方が出たいというようなことになったものですから、以前も一部の住宅は壊していたわけですが、この土地が元々民間の土地ということもありません。借地料も払っている関係上、出たいということであれば速やかに取り壊しをして、地主さんに返すほうがいいだろうという判断になりました。

○委員（宮内 博君）

後段のほうで、1戸分が民有地というのはこの団地だというのが今分かったわけですが、あと今後の公営住宅の確保をどうしていくのかというのはよくこれまでも当委員会で議論になってきたところです。それで特に中心部のほうもなかなか公営住宅は空かなくて、入ることができるような状況というのが抽選になっているわけですが、この説明の中で少し気にかかりますのが、民間への売却も含めて更地になったところは考えていくというふうにされているものですから、今、計画の中にある対象物件と申しますか、今回22件の取り壊しがあるんだけれど、そのうち今申し上げましたような対象がどれくらいになるというふうに考えているのか、そしてもう一つはきちんと公共用地として残して、新たな住宅計画の中に載せていくというようなものがいくくらいいになっているのか、その辺分かっていたらお示しください。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

今回、取り壊す住宅のある敷地ですが、ほとんどの敷地が1,000㎡以下というように、狭いわけですが、先ほど申しましたように具体的にどの場所をすぐ売却するということではございません。地域の利活用も含めて検討して、それ以外に何もなくて、売却がいいだろうということになれば、売却ということになりますので、どの団地がどの方向でいくというのは、まだ決定はしておりません。建替え予定団地の分につきましては、木造の住宅が建替え予定団地の中にあるということで建て替えまではまだ少し時間があるということですので、その間にやはり火災でもあった場合は危ないだろうということで、取り壊しをしますけれども、それ以外の用途廃止の団地として位置付けておりますのは、狭い敷地が多いわけですから、そこについてはどういう形がベストなのか検討していきたいと思っております。

○委員（蔵原 勇君）

少しお尋ねなんですけど、本年の取り壊しが22戸ということですが、だいたい40年から60年というふうに聞きましたけれども、当時の木造住宅そのものは非常に同じような造りなんですけど、1戸当たりの取り壊し料はどれくらいかかりますか。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

まだ設計中でございますので、過去のデータでいきますと、家だけで周辺にそんなに木もない、そんなに敷地の工作物を触る必要がないという所であれば、安い所は60万円弱で壊しております。

○委員（蔵原 勇君）

それともう一つお尋ねは、入居者が出られる時の増築分は当時どのような指導をされたんですか。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

本人が増築された分につきましては、やはり本人のほうで解体していただくということになります。

○委員（蔵原 勇君）

この写真を見る限りでは、増築をしている家を何軒か見受けられるんですけども、それぞれ。これについては、入居者がこちらにいらっしやらない場合といらっしやる場合とあると思うんですが、これはどのようにされるんですか。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

この増築分につきましては、もともと建っていたというようなことで、途中で入居者が入られた時に、前からあったというような話で、市のほうともよくその取り扱いについて、いろいろもめるわけですけども、こちらのほうで記録が残っている分で本人が増築申請している分については、必ず壊してもらうというようなことで、ただ、何分にも古い住宅多いものですから、どうしてもわからない分については、やはり市で壊さざるを得ないということですけども、やはり原則的には、自分でされた分については必ず自分で壊してくださいということをお願いはしております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。ないようですのでこれで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 11 時 1 分」

「再開 午前 11 時 15 分」

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。これより議案第 59 号「霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」自由討議に入ります。討議はありませんか。

○委員（宮内 博君）

討議というか、意見と申しますか、質疑の中でも若干申し上げたんですけども、こういう形で空家になった分は取り壊しが進むわけですけども、実際、非常に低い家賃で住まいを確保することができるという点では、特に国民年金、老齢年金だけしか収入がないというような、そういう高齢者の方たちにとっては、大変ありがたい住宅の存在だと思えます。確かに老朽化が進んで、改修費用などかかってくると、将来的な負担を考えるとそういう取り壊しの選択をしなければいけない部分というのもあるわけですけども、ただやはり政策的にそういう人たちがきちんと住まいを確保することができるような対策と相まって、政策的な位置付けをきちんと持って対応をしてもらいたいということは強く要望しておきたいと思えます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。ないようですのでこれで討議を終わります。次に議案第 62 号「損害賠償の額を定めることについて」自由討議に入ります。討議はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで討議を終わります。それではこれより議案処理に入ります。議案第 59 号「霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 59 号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第 59 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第 62 号「損害賠償の額を定めることについて」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 62 号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第 62 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で議案の審査がすべて終了いたしました。委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○委員（岡村一二三君）

議案第 59 号の関係ですが、平成 25 年度解体予定住宅、写真も示されておりますが、増築分については、退去者へ解体を求めようにしていただきたいということを付け加えていただきたい。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（宮内 博君）

先ほど自由討議の中でも申し上げました件について同じことなんですけれど、委員長報告の中でもそれを活かせるような形で整理をお願いしたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではお諮りします。本日の委員会報告書及び委員長報告書の調製については委員長に一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それではそのようにさせていただきます。次にその他に入ります。閉会中の所管事務調査については、項目を建設行政について及び水道行政についてとし、提出しておくということによろしいでしょうか。

【「異議なし」という声あり】

それではそのようにさせていただきます。その他で委員の皆さんから何かありませんか。

【「なし」と言う声あり】

それでは私のほうから一言、よほどのことがない限り、本日のこの委員会がこのメンバーでは最後ではないかと思えます。2年間委員長をさせていただきました。皆様方の御指導、御協力によりまして、無事努めることができました。本当にありがとうございました。それでは以上で本日の日程はすべて終了しました。これで建設水道常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午前 11 時 20 分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長 池田 綱雄